§13 デモクラティックな平等と格差原理 — 学習カバー

イントロダクション

〈デモクラティックな平等〉は、公正な機会均等原理と格差原理の結合として定義され、最も不遇な 人々の予期を最大化するという観点から不平等の正当化範囲を定める。鎖状のつながりと緊密な接合 の仮定は、その波及と同時変動を検討する補助線である。

本日のミッション(目安 15分)

- 1. 穴埋め(§13)のキーワードを確認(7語)。
- 2. 鍵ページに入力して解錠。
- 3. クイズを開いて回答。

鍵ページ

URL: https://aketn.github.io/rawls3/sec13.html

QRコード (鍵ページURL)



§13. デモクラティックな平等と格差原理

〈デモクラティックな〉解釈は、公正な機会均等の原理と格差原理とを組み合わせたところに成り立つ。格差原理では、社会階層ごとの予期に差がある場合、その格差が最も不遇な人々(未熟練労働者など)に利益をもたらすときにのみ正当化される。たとえば企業家の高い予期が、経済成長や技術革新を促進し、労働者階級の生活向上につながるならば、それは許容される。

13.1 格差原理の適用とその拡張

格差原理の適用に際しては、以下の2ケースがある。

- ① 完全に正義にかなった制度最も不遇な人の予期が最大化され、それ以上改善できない状態。
- ② 一部正義にかなった制度より恵まれた人の予期を上げることで、最も不遇な人の予期も改善されるが、まだ最大化には至っていない。

後者では、予期が過度に高すぎる層があれば、それは正義に反する。そうした過剰な利益を抑える ことで、最も恵まれない人々の状況はさらに改善できるとされる。

ある制度編成がどれくらい正義に反しているかは、(1) 相対的に高い予期がどれほど度を超えているか、および(2) 当の制度編成がどの程度まで他の正義の諸原理(たとえば公正な機会均等の原理)を侵害することに依拠しているのか、の二点を見極めることでその答えが決まってくる。(p107 1 10-12)

格差原理は最大化原理の一種だが、最善の制度が未達成の状況では、裕福層の存在が最も不遇な人々に害を与える場合があり、それは正義の重大な欠陥となる。格差が拡大しすぎると、民主的平等や相互利益の原理も損なわれる。自然本性的自由の体系やリベラルな構想は制度に依存しつつも偶発性を排除しきれないが、格差原理は最も不遇な人の利益を損なわない限りでのみ不平等を許すため、効率性と矛盾しないとした。ただし、不正義な制度では、裕福層の利益を下げる改革も正義

として認められる。この意味で、正義は効率性よりも優先され、完全に正義にかなった制度だけが 効率的でもあると言える。

次に、格差原理の意味にまつわるある種の面倒な事態に目をやり、これをしっかり検討しておくとよいだろう。これまでの議論で当然視されてきたのは、格差原理が充たされれば全員が便益を得るということであった。〈全員が便益を得る〉という主張の明白な意味のひとつは、出発点として想定されている〔完全に〕平等な制度編成の時点に比べて、各人の境遇が改善されるというものである。(p108 1 15-18)

格差原理において重要なのは、最も不遇な人びとの予期を最大化することである。この点を強化 するために、以下の2つの仮定が導入される。

- ① 鎖状のつながり(chain connection)上層の予期が最下層に便益を与えるなら、中間層にも連鎖的に利得が及ぶ。
- ② 緊密な接合(close-knitness) ある階層の予期を上げ下げするには、他のすべての階層の予期も一緒に変動する。

この 2 つの前提を踏まえると、「格差原理が満たされると全員が便益を得る」という主張が意味を 持つようになる。各階層が自分の利益だけでなく、他階層の予期の向上にもつながる利得を得るか らである。たとえ後にこの関係が崩れても、裕福な層が貧困層の利益に拒否権を持つべきではな い。最も不遇な人びとの予期を最大化するという格差原理の要請は維持されねばならない。

〈鎖状のつながり〉と〈緊密な接合〉の仮定は、格差原理の成立条件ではないが、それらが現実に存在すれば、格差原理がより広範な利益配分を導く可能性がある。たとえば、裕福な人の便益が最も不遇な人々に波及する場合、中間層も同様に恩恵を受けると考えられる。しかし、緊密な接合が常に成立するわけではない。裕福な層の予期が変化しても、最も不遇な人々に何の影響も及ぼさない場合もある。こうしたケースに対応するために、より一般的な〈辞書式の格差原理〉が提案される:

- 1. 最も不遇な人の福祉を最大化せよ。
- 2. 次に不遇な人の福祉を最大化せよ。
- 3. 以下、順により恵まれた層に向かって福祉を最大化していけ。

というものである。このように考察してきた結果、第二原理はこのように書き換えられる。

社会的・経済的な不平等は次の二条件を充たすように編成されなければならないー(a) そうした不平等が最も不遇な人びとの期待便益を最大に高めること、かつ(b) 公正な機会の均等という条件のもとで全員に開かれている職務や地位に付帯する〔ものだけに不平等をとどめるべき〕こと。(p114 1 2-4)

確認クイズ(§13 デモクラティックな平等と格差原理)

- 1. 〈デモクラティックな平等〉は $\begin{bmatrix} 9 & 9 \end{bmatrix}$ と $\begin{bmatrix} 1 & 0 & 0 \end{bmatrix}$ の結合である。
- 2. 格差原理の正当化対象は、最も 101 が改善される場合に限る。
- 3. 連鎖的波及を仮定するのが 102 、予期の同時変動を仮定するのが 103 である。
- 4.〈辞書式の格差原理〉では、 104 を最優先に、順次上位層へと最大化を適用する。
- 5. 自由は 105 に優先し、引き換えで 106 されない。

- 72 ひとつの協働の枠組み
- 73 権利や義務、権限や免責特権
- 74 諸ルールの公共的体系
- 75 公正さ・一貫性
- 76 原理そのものの正当性
- 77 構成ルール
- 78 戦略や格率
- 79 制度同士が単一システムへ結合される仕方
- 80 平等な基本的諸自由の最も広範な制度枠組み
- 81 各人の相対的利益になる
- 82 全員に開かれた地位や職務に付帯
- 83 逐次的順序
- 84 第一原理が第二原理に先行
- 85 政治的自由・言論の自由・良心の自由・思想の自由・人身の自由
- 86 所得・富の分配
- 87 職権と責任の格差を活用した組織設計
- 88 自然本性的自由の体系
- 89 リベラルな平等
- 90 自然本性的な貴族制
- 91 デモクラティックな平等
- 92 効率性原理
- 93 格差原理
- 94 才能に開かれたキャリア
- 95 公正な機会均等
- 96 効率性原理
- 97 才能に開かれた職業選択
- ◆ 98 公正な機会均等原理
- 99 公正な機会均等原理
- 100 格差原理
- 101 不遇な人々の予期
- 102 鎖状のつながり
- 103 緊密な接合
- 104 最も不遇な人の福祉の最大化
- 105 社会的・経済的利得
- 106 制限
- 107 完全な手続き
- 108 不完全な手続き